

市民交流ひろば使用時の注意事項

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 来場者が多い場合、来場者の導線整理や案内は使用者側で行ってください。
- (3) 来場者の安全性確保のため、原則台車は使用できませんのでご了承ください。
- (4) 許可を受けないで、次の事項をしないこと
 - ア 物品の販売、入場料の徴収等。
 - イ 交流ひろば内に貼紙、くぎ打ち等。
 - ウ 設備以外のものの使用、附属設備の所定の場所以外への持ち出し。
- (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気（喫煙を含む）を使用しないこと。
- (6) 当施設は防音設備がありません。音漏れ、隣接する部屋の音の発生（マイクを使用する場合を含む）については、ご了承のうえご使用ください。使用申請の提出により了承を得たものとします。
- (7) 使用が終了した際には、直ちに原状に復帰すること。
- (8) 施設又は設備を破損し、又は滅失したときは直ちに届けること。
- (9) 交流ひろばの運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (10) 入場者に次の事項を守らせること。
 - ア 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む）を使用しないこと。
 - イ 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけること。
※他の貸室に影響を及ぼすような大きな音が出る行為を含む
 - ウ 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - エ その他職員又は使用者の指示に従うこと。
- (11) 連続で施設を使用する際、夜間等に残置した物の紛失・破損について施設は一切責任を負いません。
- (12) 指定駐車場の駐車サービス券は、会議室使用当日は1団体につき2時間券1枚を上限に交付します。
- (13) 使用を取り消す場合は速やかにその旨を連絡してください。

【次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがあります。】

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 施設の臨時休館をはじめ、管理運営上支障があるとき。
※台風など悪天候により、臨時休館や営業時間を短縮する場合がありますので、ご来館前にホームページをご確認ください。（使用料等の還付については後日ご連絡します）
- (4) 「加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例」に違反するとき、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (5) 使用の許可に付した条件を守らないとき。
- (6) その他市長が交流ひろばの使用を不相当と認めるとき。

<お問い合わせ先> 市民活動推進課多文化共生係
(079) 451-8002